

受理年月日	令和8年5月25日	所管委員会	福祉都市委員会
番号	8年陳情第9号		
件名	入居施設の避難訓練等契約違反事項の調査及び監督、指導について		
陳情者	[REDACTED]		
分割送付	生活環境委員会（8年第10号）		
要旨	<p>高齢者在宅複合施設サザン3に令和5年6月に入居して以降、2年6か月の間に深夜2時を含む火災報知器の誤報を4回経験しましたが、施設は全く対応しません。また、令和7年4月11日と12日に連続して火災報知器の誤報が発生した際、施設代表者は約90分後に到着したため話し合いを求めましたが、業者との対応を優先し、1時間待っても姿を現しませんでした。その後、同年10月23日に面談を求め、代表者と専務（以下、両者）に2回目の避難訓練要望書を提出したところ、一べつ後、両者は急に立ち上がり要望書を放り投げ、受け取れない、文句があるなら出て行ってくださいと大声で威圧的な態度を取りました。さらに、避難訓練について説明を求めても一切対応がないため、進展がないと判断し、市、弁護士、新聞社等に相談するがよいかと念を押したところ、両者は、新聞社でもどこでも好きなところに、裁判に負けたら億の金ですよと発言しました。私は退去してもらいたいなら文書を出すよう要求し、当日の面談を打ち切りました。この発言について調停回答書には、受け取っていない、覚えていないと回答されています。なお、退去要求の文書は本日まで出ていません。</p> <p>一方、私が文書で警告したにもかかわらず、面談日以降保証人に執拗に電話して血縁関係を聞き出し、従業員数人の前で血縁関係がないと言い触らしました（守秘義務違反）。さらに、保証人に理由欄のない保証人解除申立書を送付し提出を求めていたため、回収し私が保管しています。</p> <p>また、施設との面談において了解を得た弁護士、消防署、区、市、県、包括センター、新聞社等十数か所に電話または文書、メールなどで相談しましたが、いずれも提案はあるが、直接の対応には限界があるとして未解決の状態が続いています。</p> <p>消防署については、予防係に数回避難訓練の指導を要請しましたが効果がないため、署長に文書を送付し、入居後初めて同年9月、12月に納得できない形式的な訓練が実施されました。12月25日の夜間を想定した訓練については、予告の掲示もなく入居者で気づいた者は私の知る範囲では1人もいません。施設に作成、保管義務がある訓練報告書を確認すれば、訓練の詳細が確認できます。消防署に依頼しても未回答です。</p> <p>また、令和8年3月19日に施設内でうわさの確認中、代表をかばった従業員から負傷を受けました。さらに、3月20日に専務がカメラを向け、怒ってる、怒ってる等無礼な発言を繰り返しながら近づいてきたため、箸箱で追い払おうとしたら、警察官5人が来て傷害容疑で事情聴取を受けました。一方、19日の負傷事件について事情聴取を再三要求するも、多忙のため連絡を待ってほしいと言われ20日が経過するも連絡がなく、5月8日に警察署長に要請文書を送付しました。</p> <p>ほかにも契約違反事項が数件あり、安心、安全を求めて入居したはずの施設が、連続したトラブルで他の入居者も苦情相談ができず不安、不満に悩まされています。</p> <p>私は保証人にこれ以上迷惑をかけたくないため、5月末付の退去届を提出したところ、事もあろうに専務が保証人の留守番電話にもっと早く出てほしいと要求していました。</p> <p>この専務が今後も何十年にわたって施設の運営に携わることから、監督機関は可能な範囲の監督、指導が徹底的に必要なと思います。契約書には苦情申立ての項目が設けてありますが、実態は文句を言うのはあなただけとかみつかれ、誰も利用していません。</p> <p>よって、以下の事項について陳情します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該施設で起こった事件について、全て未解決の状態であるため、早急に調査し解明すること。 2. 苦情相談について、アンケートを取り入れたほうが多くの意見が集約され、極めて有効であると考えられるため、他の施設も含め採用されるよう検討すること。 		

令和8年5月²⁵~~20~~日

福岡市議会議長 殿
平火田 雅博

陳情者

施設の避難訓練等契約違反事項の調査及び監督指導について（陳情）

私は当施設（2011年設立8階建て125室）に令和5年6月入居、その後2年6か月の間に、深夜2時を含む火災報知器の誤報を4回経験しましたが、施設は全く何らの対応をしません。

令和7年4月11日と12日に連続して火災の誤報が発生した際、代表者は約90分後到着したので、話し合いを求めたが、業者との対応を優先し、1時間待ったが姿を表さなかった、

その後、令和7年10月23日当方から面談を求め、代表者・専務（以下両者）に2回目の難訓練要望書を提出したら、一瞥後両者が急に立ち上がり要望書を放り投げ「受け取れない。文句あるなら出て行ってください。」大声で威圧的態度をとった。

更に避難訓練について説明を求めても、一切対応しないため、進展ができないと判断し、「市・弁護士・新聞社等に相談するがよいか」と念を押したところ、両者が「新聞社でも何処でも好きなどころに、裁判に負けたら億の金ですよ」と発言した。「退去してもらいたいなら文

書を出せ」と要求し、当日の面談を打ち切った。この発言を調停回答書には、「受け取っていない・覚えていない」と回答。(別紙参照)

なお、退去要求の文書は本日まで出てこない。

一方私が文書でも警告したにも拘わらず、面談日以降保証人に執拗な電話で、血縁関係を聞き出し、従業員数名の前で、「血縁関係がない」(守秘義務違反)と言いつつ触らした。更に保証人に理由欄の無い「保証人解除申立書」を送付し提出を求めたので、回収し私が保管しています。

一方、施設との面談の際の了解を得た弁護士・消防署・区・市・県・包括センター・新聞社等十数か所に電話又は文書・メールなどで相談したが何れも提案はあるが、直接の対応は「限界がある」と未解決の状態が続いています。

・消防署に関する問題

予防係に数回避難訓練の指導を要請したが効果がないため、署長に文書を送付し、入居後初めて9月12月に納得できない形式的な訓練は実施。12月25日の夜間を「想定」した訓練については、予告の掲示もなく入居者で気づいた者は私の知る範囲では一人もいない。この確認は、施設に作成保管義務がある「訓練報告書」確認すれば訓練の詳細が確認できます。消防署に依頼しても未回答です。

せめて、「嘘の実態のこの報告書の確認」だけでも早急に確認をお願いします。

・負傷事件

令和8年3月19日施設内で噂の確認中、代表を庇った従業員に負傷を負った。(写真)

・傷害事件

3月20日専務がカメラを向け「怒ってる怒ってる」等無礼な発言を繰り返しながら近づいてきたので、箸箱で追い払おうとしたら、警察官5名が来て「負傷容疑」で事情聴取を受ける。一方19日の負傷事件について、「事情聴取を再三要求するも多忙のため、連絡を待つてほしいと20日が経過するも連絡なく、5月8日署長に要請文書を送付。

以上のほか契約委事項違反が数件あり、安心安全を求めて入居したはずの施設が、連続したトラブルで他の入居者も、苦情相談がもできず不安・不満に悩まされている。

・施設退去事件

私は保証人にこれ以上迷惑をかけたくないので、5月末付の退去届を提出したところ、こともあろうか、専務が保証人の留守番電話に「もっと早く出てほしい」と要求している。

以上について、全て未解決の状態のため、早急に調査し解明して頂きたい。

・その他

この専務が今後何十年にわたり施設の運営に携わることから、監督機関は徹底的に可能な範囲の監督指導が必要と思います。

一方契約書に「苦情申し立て」の項目が設けてあるが、当施設の実態は、相談者に「文句言うのはあなただけ。」と噛みつかれ誰も利用していない。

苦情相談は施設側のための現状にあるため、「アンケート」を取り入れた方が、多くの意見が集約され極めて有効と考えられるので、他の施設でも採用されるようご検討願います。

添付資料

- ・入居契約書（抜粋）
- ・令和7年10月23日要望書提出の面談メモ
- ・令和8年3月18日福岡簡易裁判に提出した調停書（写し）及び調停回答書（写し）
- ・令和8年3月19日負傷写真と翌日の面談メモ・入居後から直近までの関係記録
- ・アンケート（案）

最後に改めて施設が保存義務のある令和5・6・7年分の「訓練報告書の確認」だけでもよろしく願い申し上げます。

